

総務庁長官 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第266号の答申

平成13年に実施される国民生活基礎調査の計画について

厚生省は、平成13年に実施される国民生活基礎調査（指定統計第116号を作成するための調査）について、新たに「介護票」による調査の実施、調査事項の変更等を行うことを計画している。

本審議会は、新たな統計ニーズに対応するための介護に関する調査事項の変更等の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」を踏まえ、今回調査の計画全般について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 今回の調査計画

(1) 介護票による調査

今回の調査は、3年ごとに実施される大規模調査であり、従来の「世帯票」、「健康票」、「所得票」、「貯蓄票」の4種類の調査票に加え、新たに、介護保険制度における要介護及び要支援認定者のいる世帯を対象として「介護票」による調査を行うこととしている。これについては、介護保険制度の発足に伴い、その円滑な運営に不可欠な基礎資料を得るため、従来の世帯票の介護に関する事項を充実した結果、独立の調査票に分離するものであり、介護に関する基本的事項を高い精度で把握しようとするものであること、世帯属性等他の調査票で把握する事項とクロス集計することにより、介護を巡る国民生活の実態を多角的に明らかにすることが可能となるものであることなどから、妥当なものと認められる。

なお、介護票による調査は3年ごとの大規模調査年にのみ実施される位置付けであるが、平成14年以降の簡易調査年に、行政施策の必要から、介護に関する調査が本調査とは別途の調査として実施される状況が生じた場合にあっては、本調査の介護票との役割分担を明確にする必要がある。

(2) 標本設計

標本設計については、本調査は集落抽出法を採用しており、世帯票及び健康票については国勢調査調査区から層別無作為抽出する5,240地区、介護票についてはこの5,240地区から抽出する2,500地区、所得票及び貯蓄票についてはこの5,240地区をおおむね2分割して設定した単位区から抽出する2,000単位区について調査を実施することとしている。

これについては、本調査の目的の一つである出現頻度の低い類型の世帯を把握するためにも集落抽出法が有効であると認められ、集落抽出法に基づき、調査対象地区・単位区が適切に抽出されていることから妥当である。

なお、今回調査においては、6年前の平成7年国勢調査の調査区情報を利用して標本設計を行うことから、6年間の調査区の変動状況を考慮の上、層化の方法等について検討することが望ましい。

また、介護票と所得票の関係をみると、介護票の調査対象地区のおよそ2割が所得票でも調査対象となっているが、これについては、調査の円滑な実施及び報告者負担の軽減を図る観点から、標本設計の見直しを行い、調査対象地区の重複を排除する必要がある。

(3) 調査事項

調査事項については、新たな統計ニーズに的確に対応するため、前回、大規模調査を実施した平成10年に比べ、一定の実態が明らかになった事項を削除する一方、資産や医療費負担の実態、老後の所得保障の一翼を担う私的年金の普及状況などを把握する事項を追加することとしている。これについては、社会保障構造改革への動き等を踏まえた新たな統計ニーズへの対応、報告者負担の軽減及び調査の円滑な実施を図る観点から、おおむね妥当なものと認められる。

ただし、少子化対策、在宅介護支援対策等の基礎資料とするため、「居住室数」を介護票から世帯票に移すとともに、高齢者の生活環境や介護の受け皿を把握するため、世帯票の「別居している子の居住場所」について、同一家屋と同一敷地を分離する必要がある。

なお、「準同居の状況」については、居住形態の実態把握の検討のため、実査において調査員が別途補助情報として把握する必要がある。

(4) 調査方法

貯蓄額の把握方法については、貯蓄票において、貯蓄の種類別に有無を確認した上で、実額の記入を求めることとしている。これについては、貯蓄の範囲に関する誤認を回避し、貯蓄現在高の過少記入を防止するために有効な方法であり、妥当なものと認められる。

また、今回の調査計画では、世帯票、健康票及び介護票において家計支出に関連する事項が、介護票又は所得票において年間所得金額がそれぞれ調査されることから、これらの調査事項については概念の整合性を図った上、調査の手引き等において分かりやすく説明するとともに、調査員への指導を十分に行う必要がある。

(5) 集計及び公表

集計については、各調査票の個別集計のほか、各調査票間におけるクロス集計を行うこととしているが、健康面から介護の実態を明らかにする介護票と健康票をクロス集計した結果表を追加する等、各調査票で把握する情報をさらに相互に活用し、クロス集計の拡充を図る必要がある。

また、貯蓄票において、貯蓄現在高を実額記入方式で把握することに伴い、平均貯蓄金額についても集計・公表することとしているが、貯蓄金額に係る公表に当たっては、統計利用者の利便を図るため、貯蓄動向調査等関係調査との相違点などについて

明示する等、結果数値の特性について明確に説明する必要がある。

さらに、今回新たに調査事項とされた「持ち家の敷地面積」について、公示地価等を用いて資産評価することとしているが、評価に当たっては、本調査が集落抽出により調査世帯を選定していることを踏まえ、他の関連する諸調査における資産評価方法も参考にしながら、適切な方法を開発する必要がある。

2 今後の課題

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項について、世帯面から総合的に把握する調査として、統計体系上、重要な位置を占めているが、その一方で、昼間不在世帯の増加、国民のプライバシー意識の高揚等実査を巡る厳しい環境の中で、本調査には、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、税や社会保険料の負担実態等を的確にとらえていくことが強く要請されている。

このようなことから、本調査については、報告者負担等にも配慮しつつ、次の事項について検討を進め、その結果について定期的に大規模調査の実施等の機会をとらえ、本審議会に報告する必要がある。

- (1) 「準同居の状況」について、今回調査の実施結果を踏まえ、次回の大規模調査における把握方法について検討すること。
- (2) 本調査と関連する全国消費実態調査（指定統計第97号を作成するための調査）等他の調査の結果との総合的な比較・分析に資する観点から、調査に係る概念・用語の調整や各調査の役割の明確化を図ることについて検討すること。また、統計のさらなる精度向上を図る観点から、調査票の審査事務等を見直す必要性について検討すること。
- (3) 社会保険料の負担の実態を世帯属性との関連で明らかにする観点から、別途実施されている所得再分配調査（統計報告の徴集）との関連も含め、本調査において、社会保険料を細分化して把握することの可否について検討すること。
- (4) 診療頻度等の受療行動について世帯面からとらえ、世帯の基本的属性等とクロス集計することについて検討すること。
- (5) 個人情報保護に係る法制化等の動向を踏まえ、関係行政記録の利用等について検討すること。

なお、本調査の重要な変更に当たっては、企画段階で実査を担当する地方公共団体の意見が十分反映されるよう、定期的な会議の機会をとらえる等協議の枠組みを設定する必要がある。